処　　分　　基　　準

令和５年４月１日作成

法　令　名	道路交通法
根 拠 条 項	第 75 条の 26 第１項
処 分 の 概 要	特定自動運行実施者に対する指示
原権者(委任先)	福岡県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第 75 条の 26 第２項
処 分 基 準	別紙「道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等」のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通企画課自動運転対策係 (092-641-4141　内5047)
備　　考	

処　　分　　基　　準

令和５年４月１日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第 75 条の 27 第１項
処 分 の 概 要	特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
原権者(委任先)	福岡県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第 75 条の 27 第２項
処　分　基　準	別紙「道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等」のとおり
問　合　せ　先	警察本部交通部交通企画課自動運転対策係 (092-641-4141　内5047)
備　　考	

別紙

道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等

（趣旨）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「規則」という。）に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が不許可、指示、許可の取消し及び許可の効力の停止を行う場合における量定の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　不許可　法第７５条の１２第１項又は法第７５条の１６第１項の規定による許可の申請を許可しないことをいう。

⑵　指示　法第７５条の２６第１項の規定による指示をいう。

⑶　許可の取消し　法第７５条の２７第１項の規定による許可の取消しをいう。

⑷　許可の効力の停止　法第７５条の２７第１項の規定による許可の効力の停止をいう。

（不許可とする場合）

第３条　公安委員会は、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可の申請を受理した場合において、当該申請に係る特定自動運行計画が法第７５条の１３第１項各号に掲げる許可基準を満たさないとき又は当該特定自動運行を行おうとする者が法第７５条の１４各号に掲げる欠格事由に該当すると認めたときは、不許可としなければならない。

（指示の基準）

第４条　指示の基準は、次のとおりとする。

⑴　法若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく公安委員会若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第７５条の２６第１項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。

⑵　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

⑶　指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとすること。

⑷　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

⑸　指示の内容は、１回の違反について１回行うものとすること。

（指示の手続）

第５条　指示の手続は、次のとおりとする。

⑴　指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第２項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

⑵　指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）第２０条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第７５条の２４の規定により読み替えて適用する法第６３条の２の２第１項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「行手法」という。）第１３条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

⑶　指示を行う場合には、行手法第１４条第１項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。

⑷　指示を行う場合には、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

⑸　指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

（指示の内容）

第６条　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。

２　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

３　状況に応じ、前２項の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

４　前３項に規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

（指示を行った後の措置）

第７条　指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。

（許可の取消し又は許可の効力の停止と指示との関係）

第８条　許可の取消し及び許可の効力の停止は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）に当たる法の規定等の違反について指示を行い、当該指示に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次のような場合は、指示を行わずに、直ちに許可の取消し又は許可の効力の停止を行っても差し支えない。

⑴　法の規定に基づく公安委員会又は警察署長の処分に違反した場合

⑵　同種の処分事由に当たる法若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定又は法の規定により公安委員会若しくは警察署長の処分に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視するなど、指示によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

⑶　指示を行った場合に、当該指示には違反していないが、当該指示を行う事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

⑷　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

⑸　Ｂ以上の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合

⑹　第１号から第５号までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

第９条　許可の取消し又は許可の効力の停止の量定の区分は次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

⑴　Ａ　許可の取消し

⑵　Ｂ　１月以上６月以下の許可の効力の停止。基準期間は３月

⑶　Ｃ　１０日以上３月以下の許可の効力の停止。基準期間は１月

⑷　Ｄ　５日以上１月以下の許可の効力の停止。基準期間は７日

（許可の取消し）

第１０条　許可の取消しは、量定がＡである処分事由がある場合のほか、第９条及び第１１条から第１３条までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、第１４条第２号アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど改善が期待できないと判断されるときに行うものとする。

なお、別表の４の処分事由については、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合で当初は当該違反状態を認識していなかった場合には、許可の取消しは行わないものとする。

（許可の効力の停止の併合）

第１１条　処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（観念的競合）

第１２条　２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について許可の取消し又は許可の効力の停止を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

第１３条　最近１年間に３月以上の許可の効力の停止を受けた特定自動運行実施者が当該許可の効力の停止の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、許可の取消しを行うものとする。

２　最近３年間に許可の効力の停止を受けた者に対し許可の効力の停止を行う場合の量刑は、その処分事由に係る量刑がＡに相当するときを除き、当該許可の効力の停止の処分事由について

第９条、第１１条及び第１２条に定める量刑の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に許可の効力の停止を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（許可の効力の停止に係る期間の決定）

第１４条　許可の効力を停止する期間は、次のとおりとする。

⑴　量定がＡに相当するもの以外のものについて許可の効力の停止を行う場合は、第９条に定める基準期間（第１１条に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の１．５倍の期間を基準期間とし、第１２条に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第１３条第２項に規定する場合は、当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。

⑵　許可の効力の停止を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号にかかわらず、情状により、第９条及び第１１条から第１３条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア　処分を加重すべき事由

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示を行った場合にその事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　改しゅんの情が見られないこと。

(ｵ)　地域住民からの苦情が多数あること。

(ｶ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

イ　処分を軽減すべき事由

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失が小さいと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改しゅんの情が著しいこと。

(ｴ)　改善措置を自主的に行っていること。

⑶　別表の３の処分事由については、特定自動運行実施者の責に帰すべきではない客観的事情によるものであって、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又

は、現に是正、回復等しようとしている場合には、許可の効力の停止は行わないものとする。

（許可の取消し及び効力の停止の手続）

第１５条　許可の取消し及び効力の停止の手続は、次のとおりとする。

⑴　許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第２条第２項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

⑵　許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明規則第８条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。

⑶　許可の効力の停止を行う場合には、聴聞及び弁明規則第２０条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。

⑷　許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政不服審査法の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

⑸　許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

（許可の効力の停止と他の行政処分との関係）

第１６条　許可の取消しを行うときは、許可の効力の停止は行わないものとする。

２　許可の効力の停止を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該許可の効力の停止の処分事由について指示を併せて行うことができる。

（行政処分の通知等）

第１７条　行政処分の通知は、次の各号に掲げる行政処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を当該行政処分の対象者に交付して行うものとする。

⑴　不許可　不許可通知書（様式第１号）

⑵　指示　特定自動運行に関する指示書（様式第２号）

⑶　許可の取消し及び許可の効力の停止　特定自動運行許可取消・停止通知書（規則別記様式第５の１２）

⑷　許可の仮停止　仮停止処分通知書（規則別記様式第５の１３）

（補則）

第１８条　この規程の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

別表（第９条関係）

項	処分事由	関係条項	量定
1	法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為		
	⑴　不正の手段による許可の取得	法第７５条の１２第１項、法第７５条の１６第１項、法第１１７条の２第２項第４号	A
	⑵　特定自動運行計画の無許可変更	法第７５条の１６第１項、法第１１７条の２第２項第５号	B
	⑶　特定自動運行計画等の遵守義務違反	法第７５条の１８、法第１１７条の４第２項	C
	⑷　特定自動運行における救護義務違反（人の死傷があった場合）	法第７５条の２３第１項前段、同条第３項前段、法第１１７条第３項	B
	⑸　特定自動運行における救護義務違反（⑷の違反行為に該当する場合を除く。）	法第７５条の２３第１項前段、同条第２項、同条第３項前段、法第１１７条の５第２項	C
	⑹　法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為（⑴から⑸の違反行為に該当する場合を除く。）		D
2	法の規定に基づく公安委員会又は警察署長の処分		
	⑴　特定自動運行実施者に対する指示違反	法第７５条の２６第１項、法第１１７条の２第２項第６号	B
	⑵　許可の効力の停止違反	法第７５条の２７第１項、法第１１７条の２第２項第３号	A
	⑶　許可の効力の仮停止違反	法第７５条の２８第１項、法第１１７条の２第２項第３号	A
3	特定自動運行計画が法第７５条の１３第１項各		B

	号に掲げる許可基準に適合しなくなった場合		
4	特定自動運行実施者が法第７５条の１４各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当することとなった場合		A

様式第１号（第１７条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">第　　号
年　　月　　日

不許可通知書

殿

福岡県公安委員会　印

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。</td></tr>
<tr><td>不許可の理由</td><td></td></tr>
</table>

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）

様式第２号（第１７条関係）

第　　号
年　　月　　日

特定自動運行に関する指示書

殿

福岡県公安委員会　印

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７５条の２６第１項の規定により、次のとおり指示します。

住　　所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）